

文教福祉委員会 送付6-35

全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情

受付年月日 令和6年8月30日

陳情者 提出者 1名

タイトル

【全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情】

はじめに

前回「精神障害者における障害者福祉手当対象者の拡充について」についての陳情を致しました。

今回は、前回の陳情の判断材料としての資料を身体障害・知的障害・精神障害合わせて追加し、提出いたします。

本文

私は現在精神障害者保健福祉手帳2級を所持しております。最近の手帳更新によって3級から2級にあがりました。私が疾患を発症した当時は、職場環境が原因で休職にいたり、収入が激減し、労働制限どころでなく働けなくなりました。発達障害の特性上、仕事への過集中や家事等の自立が難しく、お金でなんとかカバーしてきたことが一切できなくなり何もかも失いました。生活基盤は崩壊、体重の激減や不眠、病状の悪化等、人生で経験したことがないことを幾度も経験しました。今回追加で陳情を行う目的は、精神障害者に限らず全ての障害者において、行政が正しく障害者の実態を把握し、適切な支援を適切な範囲に行ってもらうことにあります。

まず初めに、障害者手当の拡充を検討するにあたって参考資料「02-0～3」、「11-1～3」を元に、千代田区の23区内での位置づけや障害の判定基準を改めてご確認ください。精神に関してはトップクラスですが知的、身体に関してはトップクラスではなく、身体障害4級に限っては都内最下位タイです。また、障害の判定基準においては、手当の対象となる知的障害者4度の方と手当の対象外の精神障害2級、3級の方を比べてどうでしょうか。判定基準と現実的な実態を正しく認識頂きたいと思います。その他手当については、参考資料「09-0」にて提示致します。

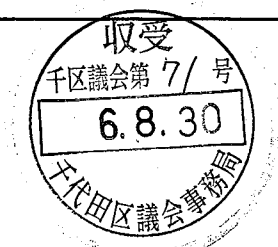
障害者手当における千代田区以外の地域の実態も参考としてあげておきます（参考資料：13-0）。さいたま市においては、心身障害者福祉手当の対象に精神障害者保健福祉手帳2級が含まれています。神戸市では、障害者特別給付金という手当とは異なるものではあります精神障害者保険福祉手帳2級を対象としています。藤沢市では、障がい者福祉手当として精神障害者保健福祉手帳2級を対象としています。

前回の陳情にて、国の指針に基づいた各旅客鉄道による賃金割引対象者の精神障害者への拡充の件をお伝えしましたが、JR以外の鉄道の状況についても「10-0-電車調査」資料内にて提示致します。JR以外でも明らかに対象を精神障害2、3級にも拡充しております。また、「04-1～3」の各資料をまとめた「04-0」「05-0」および「データ分析結果」にもある通り、3障害の中でも精神障害者に対する経済的支援は圧倒的に低い水準にあります。生活保護制度における障害者加算では（参考資料：06-0）、精神障害者保健福祉手帳1級は26,810円、2級は17,870円の支給として、国が精神障害者保健福祉手帳2級も経済的支援の対象として認めております。よって、他区の状況に合わせてではなく、千代田区の自治権を持ってして、**先行事例として、障害者手当等についても早急に対応するべきではないでしょうか。**千代田区の住民は、人口が少なく（参考資料：08-0）高所得のわりに障害者への経済的支援の順位が東京都でみると高くなく、障害者福祉手当が他の地域とあまり変わりがないです。千代田区は中、軽度の障害者にとっては、福祉に弱い地域であると考えられます。

以上より、**全ての障害者に対して障害者福祉手当の拡充を行うことを要望いたします。**

余談ですが、今回根拠を提示するにあたり、様々な資料を参照する上で千代田障害福祉プラン（令和6年3月）P128「(2) 障害者数の推移①障害者手帳所持者数の推移」における障害者所持者数と事務事業概要（保健福祉部I令和4年度版）におけるP272「事業実績」の延支給者数の数値に矛盾がありました。この数値の矛盾についても説明を求めます。（参考資料：12-0）

以上



データ分析結果

人口	約67000人	p 7
障害者数	約2200人	p 8 , p12
障害者数割合	人口に対して約30人に1人障害者	p12 , p15
東京都所得ランキング	2位 約1 0 0 0万	p14
身体障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約19.58倍	p12
知的障害と精神障害との月額合計金額の比率	約4倍	
生活保護	最低限度の生活保護は2級も対象	p13
障害者加算額	1級	26810円支給になっている。
	2級	17870円支給になっている。

身体	「02-0■A4 - 全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの身体障害者の等級別の合計金額は、¥41,500- です。	
	身体障害者の1級から3級まで合計した 都内ランキング順位の値を見ると、21位である。	
	3級は、10500円で、11位である。	
	4級は、0円で、24~54迄 東京都下最低 同一である。	

知的	「02-0■A4 - 全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの知的障害者の程度別の合計金額は、¥57,000- です。	
	知的障害者の1度から4度まで合計した 都内ランキング順位の値を見ると、10位である。	
	4度は、10500円で、9位である。	

精神	「02-0■A4 - 全障害_等級別ランキング_千代田区まとめ」シートの精神障害者の等級別の合計金額は、¥15,500- です。	
	精神障害者の合計ランキングの順位の値を見ると、確かに同一1位になってます。	
	しかし、障害児福祉手当にあたる国の制度では、¥15,690-です。	
	区の制度の方が少ない結果となっていると思います。	

意見

身体	身体障害者(1級~6級まで足した合計金額)順位は、21位であるので、改善すべきであると考えます。		
	3級は、¥10,500円で、11位であるので、改善すべきと考えます。		
	4級は、0円で、24~54迄 東京都下最低 同一であるので、改善すべきと考えます。		
知的	知的障害者の(1度~4度まで足した合計した順位は、10位なので、改善すべきであると考えます。		
	4度は9位なので、改善すべきと考えます。		
精神	障害者差別解消法なのか、... 一票の格差なのか、身体及び知的障害との比率の差が激しいので、拡充してほしいと考える。		
	実際の身体障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約19.58倍	P11
	実際の知的障害と精神障害者の月額合計金額の比率	約4倍	

表紙	-	
00-0■A4-図示	-	
00-0■A4-目次		本書
01-0■A4-全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情	1~2	
02-0■A4-障害者福祉手当-全障害者(身体障害者・知的障害者・精神障害者)(等級別)ランキング 千代田区まとめ	3	
02-1■A4-障害者福祉手当-身体障害者(等級別)ランキング	4	
02-2■A4-障害者福祉手当-知的体障害者(等級別)ランキング	5	
02-3■A4-障害者福祉手当-精神障害者(等級別)ランキング	6	
03-0■A4-人口【人口と世帯数の推移】	7	
04-0■A4-全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】	8	
04-1■A4-身体【身体障害者手帳所持者/等級別】【18歳以上】【18歳未満】	9	
04-2■A4-知的【愛の手帳所持者/程度別】【18歳以上】【18歳未満】	10	
04-3■A4-精神【精神障害者保健福祉手帳所持者/等級別】【18歳以上】【18歳未満】	11	
05-0■A4-視覚化 (04-0■A4-全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】より)	12	
06-0■A4-生活保護の障害者加算	13	
07-0■A4-東京都 所得ランキング	14	
08-0■A3-統計_東京都内所得からの障害者負担割合	15	
09-0■A4-手当の給付 福祉手当一覧リスト	16	
10-0■A4-電車調査 各私鉄状況	17	
11-0 ■A4-全障害者の等級の説明	18	
11-1■A4-身体障害の等級表	19	P1~3
11-2■A3-知的障害の障害認定基準	23	20 21 22
11-3■A3-精神障害の判定基準	24	
12-0■A4-事務事業概要の障害者福祉手当について	25	
13-0■A4-参照資料等	26	

色の説明：

- 身体-オレンジ
- 知的-ゴールド
- 精神-青緑
- 緑-まとめ

陳情

1. 陳情の目的
2. 陳情の趣旨
3. 陳情の経緯
4. 陳情の現状
5. 陳情の要望

What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?

09-0 A4 - 手当の給付 福祉手当一覧リスト

02-0 A4 - 障害者福祉手当 - 全障害者 (身体障害者・知的障害者・精神障害者) (等級別) ランキング 千代田区まとめ

2-0

02-1 A4 - 障害者福祉手当 - 身体障害者 (等級別) ランキング
02-2 A4 - 障害者福祉手当 - 知的障害者 (等級別) ランキング
02-3 A4 - 障害者福祉手当 - 精神障害者 (等級別) ランキング

What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?

その他
さいたま市
神戸市
藤沢市

13-0 A4 - 参照資料等

11-1~3

11-0 A4 - 全障害者の等級の説明
11-1 A4 - 身体障害の等級表
11-2 A3 - 知的障害の障害認定基準
11-3 A3 - 精神障害の判定基準

What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?
What is the purpose of the petition?

10-0 A4 - 電車調査 各私鉄状況

06-0 A4 - 生活保護の障害者加算



5-0

05-0 A4 - 視覚化 (04-0 A4 - 全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】より)

4-0

04-0 A4 - 全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】

04-1 A4 - 身体【身体障害者手帳所持者 / 等級別】【18歳以上】【18歳未満】
04-2 A4 - 知的【姿の手帳所持者 / 程度別】【18歳以上】【18歳未満】
04-3 A4 - 精神【精神障害者保健福祉手帳所持者 / 等級別】【18歳以上】【18歳未満】

12-0 A4 - 事務事業経費の障害者福祉手当について

8-0

08-0 A3 - 統計_東京都内所得からの障害者負担割合

03-0 A4 - 人口【人口と世帯数の推移】
07-0 A4 - 東京都 所得ランキング

下記のを元に資料を作成しました。

- ・「02-1 ■ A4－障害者福祉手当－身体障害者（等級別）ランキング」 p 4
- ・「02-2 ■ A4－障害者福祉手当－知的体障害者（等級別）ランキング」 p 5
- ・「02-3 ■ A4－障害者福祉手当－精神障害者（等級別）ランキング」 p 6

障害種別	等級	金額	順位	備考
------	----	----	----	----

身体	1級	15,500	5	5～45迄 同一
	2級	15,500	5	5～45迄 同一
	3級	10,500	11	-
	4級	0	24	24～54迄 東京都下最低 同一
	5級	0	2	2～54迄 東京都下最低 同一
	6級	0	2	2～54迄 東京都下最低 同一
	7級	0	0	
	1～7級合計	41,500	21	

知的	1度	15,500	5	5～45迄 同一
	2度	15,500	5	5～45迄 同一
	3度	15,500	5	5～45迄 同一
	4度	10,500	9	
	1～4度合計	57,000	10	10～11 同一

精神	1級	15,500	1	1～4迄 同一
	2級	0	1	1～54迄 東京都下最低 同一
	3級	0	1	1～54迄 東京都下最低 同一
	1～3級合計	15,500	1	

02-1 ■ A4 - 障害者福祉手当 - 身体障害者 (等級別) ランキング

【020 ■ A4全障害者千代田まとめ】に記載するための材料です。千代田区の順位が記載されております。

No.	23区・市・支庁等	1級	順位	No.	23区・市・支庁等	2級	順位	No.	23区・市・支庁等	3級	順位	No.	23区	4級	順位	No.	23区・市・支庁等	5・6級	順位	No.	23区・市・支庁等	1~6級合計	身体一順位
11	大田区	17,500	1	11	大田区	17,500	1	4	新宿区	15,500	1	35	日野市	12,000	1	33	小金井市	1,500	1	35	日野市	55,000	1
39	福生市	17,500	1	39	福生市	17,500	1	29	府中市	15,500	1	47	羽村市	12,000	1	47	羽村市	0		47	羽村市	55,000	1
15	杉並区	17,000	3	15	杉並区	17,000	3	30	昭島市	15,500	1	38	国立市	11,500	3	2	中央区	0		29	府中市	54,000	3
12	世田谷区	16,500	4	12	世田谷区	16,500	4	26	武蔵野市	13,500	4	26	港区	11,000	4	3	港区	0		38	国立市	54,000	3
1	千代田区	15,500	5	1	千代田区	15,500	5	46	稲城市	12,500	5	28	青梅市	8,000	5	4	新宿区	0		26	武蔵野市	53,000	5
2	中央区	15,500	5	2	中央区	15,500	5	35	日野市	12,000	6	45	多摩市	8,000	5	5	文京区	0		30	昭島市	50,500	6
3	港区	15,500	5	3	港区	15,500	5	47	羽村市	12,000	6	34	小平市	7,750	7	6	台東区	0		46	稲城市	48,500	7
4	新宿区	15,500	5	4	新宿区	15,500	5	44	杉並区	11,500	8	44	武蔵村山市	7,700	8	7	墨田区	0		39	福生市	48,000	8
5	文京区	15,500	5	5	文京区	15,500	5	38	国立市	11,500	8	29	府中市	7,500	9	8	江東区	0		28	青梅市	47,000	9
6	台東区	15,500	5	6	台東区	15,500	5	26	武蔵野市	11,000	10	48	あきる野市	7,000	10	9	品川区	0		33	小金井市	47,000	9
7	墨田区	15,500	5	7	墨田区	15,500	5	33	千代田区	10,500	11	33	小金井市	6,500	11	10	目黒区	0		45	多摩市	47,000	9
8	江東区	15,500	5	8	江東区	15,500	5	2	中央区	10,200	12	41	東大和市	6,100	12	11	大田区	0		4	新宿区	46,500	12
9	品川区	15,500	5	9	品川区	15,500	5	10	目黒区	10,000	13	31	調布市	6,000	13	12	世田谷区	0		44	武蔵村山市	46,400	13
10	目黒区	15,500	5	10	目黒区	15,500	5	17	北区	10,000	13	39	福生市	6,000	13	13	渋谷区	0		15	杉並区	45,500	14
13	渋谷区	15,500	5	13	渋谷区	15,500	5	20	練馬区	10,000	13	49	西東京市	5,500	15	14	中野区	0		48	あきる野市	45,000	15
14	中野区	15,500	5	14	中野区	15,500	5	18	荒川区	9,500	16	40	狛江市	5,400	16	15	杉並区	0		5	文京区	44,500	16
16	豊島区	15,500	5	16	豊島区	15,500	5	9	品川区	8,500	17	23	江戸川区	5,000	17	16	豊島区	0		41	東大和市	43,200	17
17	北区	15,500	5	17	北区	15,500	5	16	豊島区	8,500	17	46	稲城市	5,000	17	17	北区	0		31	調布市	43,000	18
18	荒川区	15,500	5	18	荒川区	15,500	5	13	渋谷区	8,000	19	25	立川市	4,500	19	18	荒川区	0		49	西東京市	42,000	19
19	板橋区	15,500	5	19	板橋区	15,500	5	28	青梅市	8,000	19	27	三鷹市	4,000	20	19	板橋区	0		40	狛江市	41,800	20
20	練馬区	15,500	5	20	練馬区	15,500	5	45	多摩市	8,000	19	30	昭島市	4,000	20	20	練馬区	0		1	千代田区	41,500	21
21	足立区	15,500	5	21	足立区	15,500	5	3	港区	7,750	22	42	清瀬市	4,000	20	21	足立区	0		2	中央区	41,200	22
22	葛飾区	15,500	5	22	葛飾区	15,500	5	6	台東区	7,750	22	43	東久留米市	4,000	20	22	葛飾区	0		10	目黒区	41,000	23
24	八王子市	15,500	5	24	八王子市	15,500	5	7	墨田区	7,750	22	1	千代田区	0	24	23	江戸川区	0		17	北区	41,000	23
26	武蔵野市	15,500	5	26	武蔵野市	15,500	5	8	江東区	7,750	22	2	中央区	0	24	24	八王子市	0		20	練馬区	41,000	23
28	青梅市	15,500	5	28	青梅市	15,500	5	19	板橋区	7,750	22	3	港区	0	24	25	立川市	0		12	世田谷区	40,500	26
29	府中市	15,500	5	29	府中市	15,500	5	22	葛飾区	7,750	22	4	新宿区	0	24	26	武蔵野市	0		18	荒川区	40,500	26
30	昭島市	15,500	5	30	昭島市	15,500	5	30	小平市	7,750	22	5	文京区	0	24	27	三鷹市	0		23	江戸川区	40,000	28
31	調布市	15,500	5	31	調布市	15,500	5	44	武蔵村山市	7,700	29	6	台東区	0	24	28	青梅市	0		9	品川区	39,500	29
32	町田市	15,500	5	32	町田市	15,500	5	12	世田谷区	7,500	30	7	墨田区	0	24	29	府中市	0		11	大田区	39,500	29
33	小金井市	15,500	5	33	小金井市	15,500	5	39	福生市	7,000	31	8	江東区	0	24	30	昭島市	0		16	豊島区	39,500	29
35	日野市	15,500	5	35	日野市	15,500	5	48	あきる野市	7,000	31	9	品川区	0	24	31	調布市	0		13	渋谷区	39,000	32
36	東村山市	15,500	5	36	東村山市	15,500	5	33	小金井市	6,500	33	10	目黒区	0	24	32	町田市	0		42	清瀬市	39,000	32
37	国分寺市	15,500	5	37	国分寺市	15,500	5	41	東大和市	6,100	34	11	大田区	0	24	34	小平市	0		43	東久留米市	39,000	32
38	国立市	15,500	5	38	国立市	15,500	5	12	調布市	6,000	35	12	世田谷区	0	24	35	日野市	0		3	港区	38,750	35
40	狛江市	15,500	5	40	狛江市	15,500	5	49	西東京市	5,500	36	13	渋谷区	0	24	36	東村山市	0		6	台東区	38,750	35
41	東大和市	15,500	5	41	東大和市	15,500	5	40	狛江市	5,400	37	14	中野区	0	24	37	国分寺市	0		7	墨田区	38,750	35
42	清瀬市	15,500	5	42	清瀬市	15,500	5	14	中野区	5,000	38	15	杉並区	0	24	38	国立市	0		8	江東区	38,750	35
43	東久留米市	15,500	5	43	東久留米市	15,500	5	23	江戸川区	5,000	38	16	豊島区	0	24	39	福生市	0		19	板橋区	38,750	35
44	武蔵村山市	15,500	5	44	武蔵村山市	15,500	5	11	大田区	4,500	40	17	北区	0	24	40	狛江市	0		22	葛飾区	38,750	35
45	多摩市	15,500	5	45	多摩市	15,500	5	25	立川市	4,500	40	18	荒川区	0	24	41	東大和市	0		14	中野区	36,000	41
46	稲城市	15,500	5	46	稲城市	15,500	5	21	足立区	4,000	42	19	板橋区	0	24	42	清瀬市	0		21	足立区	35,000	42
47	羽村市	15,500	5	47	羽村市	15,500	5	27	三鷹市	4,000	42	20	練馬区	0	24	43	東久留米市	0		24	八王子市	31,000	43
48	あきる野市	15,500	5	48	あきる野市	15,500	5	42	清瀬市	4,000	42	21	足立区	0	24	44	武蔵村山市	0		32	町田市	31,000	43
49	西東京市	15,500	5	49	西東京市	15,500	5	43	東久留米市	4,000	42	22	葛飾区	0	24	45	多摩市	0		34	小平市	31,000	43
23	江戸川区	15,000	46	23	江戸川区	15,000	46	24	八王子市	0	46	24	八王子市	0	24	46	稲城市	0		36	東村山市	31,000	43
34	小平市	7,750	47	34	小平市	7,750	47	32	町田市	0	46	32	町田市	0	24	47	羽村市	0		37	国分寺市	31,000	43
25	立川市	6,000	48	25	立川市	6,000	48	36	東村山市	0	46	36	東村山市	0	24	48	あきる野市	0		25	立川市	21,000	48
27	三鷹市	4,000	49	27	三鷹市	4,000	49	37	国分寺市	0	46	37	国分寺市	0	24	49	西東京市	0		27	三鷹市	16,000	49
50	西多摩	?	50	50	西多摩	?	50	50	西多摩	?	46	50	西多摩	?	24	50	西多摩	?		50	西多摩	0	50
51	大島支庁	?	50	51	大島支庁	?	50	51	大島支庁	?	46	51	大島支庁	?	24	51	大島支庁	?		51	大島支庁	0	50
52	三宅支庁	?	50	52	三宅支庁	?	50	52	三宅支庁	?	46	52	三宅支庁	?	24	52	三宅支庁	?		52	三宅支庁	0	50
53	八丈支庁	?	50	53	八丈支庁	?	50	53	八丈支庁	?	46	53	八丈支庁	?	24	53	八丈支庁	?		53	八丈支庁	0	50
54	小笠原支庁	?	50	54	小笠原支庁	?	50	54	小笠原支庁	?	46	54	小笠原支庁	?	24	54	小笠原支庁	?		54	小笠原支庁	0	50

身体障害者手帳

1級	順位	2級	順位	3級	順位	4級	順位	5・6級	順位	1~6級合計	身体一順位												
5~45迄	タイ	15,500	5位	5~45迄	タイ	15,500	5位	-	-	10,500	11位	24~54迄	都内最低タイ	0	24位	2~54迄	都内最低タイ	0	2位	-	-	41,500	21位

02-2■A4－障害者福祉手当－知的障害者（等級別）ランキング

「020■A4全障害者千代田まとめ」に記載するための材料です。千代田区の順位が記載されております。

No	23区・市・支庁等	1度	順位
11	大田区	17,500	1
39	福生市	17,500	1
15	杉並区	17,000	3
12	世田谷区	16,500	4
1	千代田区	15,500	5
2	中央区	15,500	5
3	港区	15,500	5
4	新宿区	15,500	5
5	文京区	15,500	5
6	台東区	15,500	5
7	墨田区	15,500	5
8	江東区	15,500	5
9	品川区	15,500	5
10	目黒区	15,500	5
13	渋谷区	15,500	5
14	中野区	15,500	5
16	豊島区	15,500	5
17	北区	15,500	5
18	荒川区	15,500	5
19	板橋区	15,500	5
20	練馬区	15,500	5
21	足立区	15,500	5
22	葛飾区	15,500	5
24	八王子市	15,500	5
26	武蔵野市	15,500	5
28	青梅市	15,500	5
29	府中市	15,500	5
30	昭島市	15,500	5
31	調布市	15,500	5
32	町田市	15,500	5
33	小金井市	15,500	5
35	日野市	15,500	5
36	東村山市	15,500	5
37	国分寺市	15,500	5
38	国立市	15,500	5
40	狛江市	15,500	5
41	東大和市	15,500	5
42	清瀬市	15,500	5
43	東久留米市	15,500	5
44	武蔵村山市	15,500	5
45	多摩市	15,500	5
46	稲城市	15,500	5
47	羽村市	15,500	5
48	あきる野市	15,500	5
49	西東京市	15,500	5
23	江戸川区	15,000	46
34	小平市	7,750	47
25	立川市	6,000	48
27	三鷹市	4,000	49
50	西多摩	?	50
51	大島支庁	?	50
52	三宅支庁	?	50
53	八丈支庁	?	50
54	小笠原支庁	?	50

No	23区・市・支庁等	2度	順位
11	大田区	17,500	1
39	福生市	17,500	1
15	杉並区	17,000	3
12	世田谷区	16,500	4
1	千代田区	15,500	5
2	中央区	15,500	5
3	港区	15,500	5
4	新宿区	15,500	5
5	文京区	15,500	5
6	台東区	15,500	5
7	墨田区	15,500	5
8	江東区	15,500	5
9	品川区	15,500	5
10	目黒区	15,500	5
13	渋谷区	15,500	5
14	中野区	15,500	5
16	豊島区	15,500	5
17	北区	15,500	5
18	荒川区	15,500	5
19	板橋区	15,500	5
20	練馬区	15,500	5
21	足立区	15,500	5
22	葛飾区	15,500	5
24	八王子市	15,500	5
26	武蔵野市	15,500	5
28	青梅市	15,500	5
29	府中市	15,500	5
30	昭島市	15,500	5
31	調布市	15,500	5
32	町田市	15,500	5
33	小金井市	15,500	5
35	日野市	15,500	5
36	東村山市	15,500	5
37	国分寺市	15,500	5
38	国立市	15,500	5
40	狛江市	15,500	5
41	東大和市	15,500	5
42	清瀬市	15,500	5
43	東久留米市	15,500	5
44	武蔵村山市	15,500	5
45	多摩市	15,500	5
46	稲城市	15,500	5
47	羽村市	15,500	5
48	あきる野市	15,500	5
49	西東京市	15,500	5
23	江戸川区	15,000	46
34	小平市	7,750	47
25	立川市	6,000	48
27	三鷹市	4,000	49
50	西多摩	?	50
51	大島支庁	?	50
52	三宅支庁	?	50
53	八丈支庁	?	50
54	小笠原支庁	?	50

No	23区・市・支庁等	3度	順位
11	大田区	17,500	1
39	福生市	17,500	1
15	杉並区	17,000	3
12	世田谷区	16,500	4
1	千代田区	15,500	5
2	中央区	15,500	5
3	港区	15,500	5
4	新宿区	15,500	5
5	文京区	15,500	5
6	台東区	15,500	5
7	墨田区	15,500	5
8	江東区	15,500	5
9	品川区	15,500	5
10	目黒区	15,500	5
13	渋谷区	15,500	5
14	中野区	15,500	5
16	豊島区	15,500	5
17	北区	15,500	5
18	荒川区	15,500	5
19	板橋区	15,500	5
20	練馬区	15,500	5
21	足立区	15,500	5
22	葛飾区	15,500	5
24	八王子市	15,500	5
26	武蔵野市	15,500	5
28	青梅市	15,500	5
29	府中市	15,500	5
30	昭島市	15,500	5
31	調布市	15,500	5
32	町田市	15,500	5
33	小金井市	15,500	5
35	日野市	15,500	5
36	東村山市	15,500	5
37	国分寺市	15,500	5
38	国立市	15,500	5
40	狛江市	15,500	5
41	東大和市	15,500	5
42	清瀬市	15,500	5
43	東久留米市	15,500	5
44	武蔵村山市	15,500	5
45	多摩市	15,500	5
46	稲城市	15,500	5
47	羽村市	15,500	5
48	あきる野市	15,500	5
49	西東京市	15,500	5
23	江戸川区	15,000	46
34	小平市	7,750	47
25	立川市	6,000	48
27	三鷹市	4,000	49
50	西多摩	?	50
51	大島支庁	?	50
52	三宅支庁	?	50
53	八丈支庁	?	50
54	小笠原支庁	?	50

No	23区・市・支庁等	4度	順位
4	新宿区	15,500	1
23	江戸川区	15,000	2
5	文京区	13,500	3
46	稲城市	12,500	4
35	日野市	12,000	5
47	羽村市	12,000	5
15	杉並区	11,500	7
38	国立市	11,500	7
1	千代田区	10,500	9
2	中央区	10,200	10
10	目黒区	10,000	11
17	北区	10,000	11
20	練馬区	10,000	11
18	荒川区	9,500	14
9	品川区	8,500	15
16	豊島区	8,500	15
13	渋谷区	8,000	17
28	青梅市	8,000	17
45	多摩市	8,000	17
3	港区	7,750	20
6	台東区	7,750	20
7	墨田区	7,750	20
8	江東区	7,750	20
19	板橋区	7,750	20
22	葛飾区	7,750	20
34	小平市	7,750	20
44	武蔵村山市	7,700	27
29	府中市	7,500	28
48	あきる野市	7,000	29
33	小金井市	6,500	30
41	東大和市	6,100	31
31	調布市	6,000	32
39	福生市	6,000	32
49	西東京市	5,500	34
40	狛江市	5,400	35
14	中野区	5,000	36
11	大田区	4,500	37
25	立川市	4,500	37
21	足立区	4,000	39
27	三鷹市	4,000	39
30	昭島市	4,000	39
42	清瀬市	4,000	39
43	東久留米市	4,000	39
12	世田谷区	0	44
24	八王子市	0	44
26	武蔵野市	0	44
32	町田市	0	44
36	東村山市	0	44
37	国分寺市	0	44
50	西多摩	?	50
51	大島支庁	?	50
52	三宅支庁	?	50
53	八丈支庁	?	50
54	小笠原支庁	?	50

No	23区・市・支庁等	1～4度合計	知的-順位
15	杉並区	62,500	1
4	新宿区	62,000	2
5	文京区	60,000	3
23	江戸川区	60,000	3
46	稲城市	59,000	5
35	日野市	58,500	6
47	羽村市	58,500	6
39	福生市	58,500	6
47	羽村市	58,500	6
38	国立市	58,000	9
1	千代田区	57,000	10
11	大田区	57,000	10
2	中央区	56,700	12
10	目黒区	56,500	13
17	北区	56,500	13
20	練馬区	56,500	13
18	荒川区	56,000	16
9	品川区	55,000	17
16	豊島区	55,000	17
13	渋谷区	54,500	19
28	青梅市	54,500	19
45	多摩市	54,500	19
3	港区	54,250	22
6	台東区	54,250	22
7	墨田区	54,250	22
8	江東区	54,250	22
19	板橋区	54,250	22
22	葛飾区	54,250	22
44	武蔵村山市	54,200	28
29	府中市	54,000	29
48	あきる野市	53,500	30
33	小金井市	53,000	31
41	東大和市	52,600	32
31	調布市	52,500	33
49	西東京市	52,000	34
40	狛江市	51,900	35
14	中野区	51,500	36
21	足立区	50,500	37
30	昭島市	50,500	37
42	清瀬市	50,500	37
43	東久留米市	50,500	37
12	世田谷区	49,500	41
24	八王子市	46,500	42
26	武蔵野市	46,500	42
32	町田市	46,500	42
36	東村山市	46,500	42
37	国分寺市	46,500	42
34	小平市	31,000	47
25	立川市	22,500	48
27	三鷹市	16,000	49
50	西多摩福祉事務所	0	50
51	大島支庁	0	50
52	三宅支庁	0	50
53	八丈支庁	0	50
54	小笠原支庁	0	50

袋の手帳	1度	順位	2度	順位	3度	順位	4度	順位	1～4度合計	知的-順位		
5～45歳 同一	15,500	5位	5～45歳 同一	15,500	5位	5～45歳 同一	15,500	5位	-	10～11 同一	57,000	10位

02-3 ■A4 - 障害者福祉手当 - 精神障害者 (等級別) ランキング

「020 ■A4全障害者千代田まとめ」に記載するための材料です。千代田区の順位が記載されております。

No	23区・市・支庁等	1級	順位
1	千代田区	15,500	1
3	港区	15,500	1
4	新宿区	15,500	1
2	中央区	10,200	4
5	文京区	10,000	5
17	北区	10,000	5
20	練馬区	10,000	5
18	荒川区	9,500	8
9	品川区	8,500	9
13	渋谷区	8,000	10
7	世田区	7,750	11
22	葛飾区	7,750	11
12	世田谷区	5,000	13
14	中野区	5,000	13
15	杉並区	5,000	13
11	大田区	4,500	16
21	足立区	4,000	17
6	台東区		18
8	江東区		18
10	目黒区		18
16	豊島区		18
19	板橋区		18
23	江戸川区		18
24	八王子市		18
25	立川市		18
26	武蔵野市		18
27	三鷹市		18
28	青梅市		18
29	府中市		18
30	昭島市		18
31	調布市		18
32	町田市		18
33	小金井市		18
34	小平市		18
35	日野市		18
36	東村山市		18
37	国分寺市		18
38	国立市		18
39	福生市		18
40	狛江市		18
41	東大和市		18
42	清瀬市		18
43	東久留米市		18
44	武蔵村山市		18
45	多摩市		18
46	稲城市		18
47	羽村市		18
48	あきる野市		18
49	西東京市		18
50	西多摩	?	?
51	大島支庁	?	?
52	三宅支庁	?	?
53	八丈支庁	?	?
54	小笠原支庁	?	?

No	23区・市・支庁等	2級	順位
1	千代田区	0	
2	中央区	0	
3	港区	0	
4	新宿区	0	
5	文京区	0	
6	台東区	0	
7	世田区	0	
8	江東区	0	
9	品川区	0	
10	目黒区	0	
11	大田区	0	
12	世田谷区	0	
13	渋谷区	0	
14	中野区	0	
15	杉並区	0	
16	豊島区	0	
17	北区	0	
18	荒川区	0	
19	板橋区	0	
20	練馬区	0	
21	足立区	0	
22	葛飾区	0	
23	江戸川区	0	
24	八王子市	0	
25	立川市	0	
26	武蔵野市	0	
27	三鷹市	0	
28	青梅市	0	
29	府中市	0	
30	昭島市	0	
31	調布市	0	
32	町田市	0	
33	小金井市	0	
34	小平市	0	
35	日野市	0	
36	東村山市	0	
37	国分寺市	0	
38	国立市	0	
39	福生市	0	
40	狛江市	0	
41	東大和市	0	
42	清瀬市	0	
43	東久留米市	0	
44	武蔵村山市	0	
45	多摩市	0	
46	稲城市	0	
47	羽村市	0	
48	あきる野市	0	
49	西東京市	0	
50	西多摩	?	?
51	大島支庁	?	?
52	三宅支庁	?	?
53	八丈支庁	?	?
54	小笠原支庁	?	?

No	23区・市・支庁等	3級	順位
1	千代田区	0	
2	中央区	0	
3	港区	0	
4	新宿区	0	
5	文京区	0	
6	台東区	0	
7	世田区	0	
8	江東区	0	
9	品川区	0	
10	目黒区	0	
11	大田区	0	
12	世田谷区	0	
13	渋谷区	0	
14	中野区	0	
15	杉並区	0	
16	豊島区	0	
17	北区	0	
18	荒川区	0	
19	板橋区	0	
20	練馬区	0	
21	足立区	0	
22	葛飾区	0	
23	江戸川区	0	
24	八王子市	0	
25	立川市	0	
26	武蔵野市	0	
27	三鷹市	0	
28	青梅市	0	
29	府中市	0	
30	昭島市	0	
31	調布市	0	
32	町田市	0	
33	小金井市	0	
34	小平市	0	
35	日野市	0	
36	東村山市	0	
37	国分寺市	0	
38	国立市	0	
39	福生市	0	
40	狛江市	0	
41	東大和市	0	
42	清瀬市	0	
43	東久留米市	0	
44	武蔵村山市	0	
45	多摩市	0	
46	稲城市	0	
47	羽村市	0	
48	あきる野市	0	
49	西東京市	0	
50	西多摩	?	?
51	大島支庁	?	?
52	三宅支庁	?	?
53	八丈支庁	?	?
54	小笠原支庁	?	?

No	23区・市・支庁等	1~3級合計	精神-順位
1	千代田区	15,500	1
3	港区	15,500	1
4	新宿区	15,500	1
2	中央区	10,200	4
5	文京区	10,000	5
17	北区	10,000	5
20	練馬区	10,000	5
18	荒川区	9,500	8
9	品川区	8,500	9
13	渋谷区	8,000	10
7	世田区	7,750	11
22	葛飾区	7,750	11
12	世田谷区	5,000	13
14	中野区	5,000	13
15	杉並区	5,000	13
11	大田区	4,500	16
21	足立区	4,000	17
6	台東区		18
8	江東区		18
10	目黒区		18
16	豊島区		18
19	板橋区		18
23	江戸川区		18
24	八王子市		18
25	立川市		18
26	武蔵野市		18
27	三鷹市		18
28	青梅市		18
29	府中市		18
30	昭島市		18
31	調布市		18
32	町田市		18
33	小金井市		18
34	小平市		18
35	日野市		18
36	東村山市		18
37	国分寺市		18
38	国立市		18
39	福生市		18
40	狛江市		18
41	東大和市		18
42	清瀬市		18
43	東久留米市		18
44	武蔵村山市		18
45	多摩市		18
46	稲城市		18
47	羽村市		18
48	あきる野市		18
49	西東京市		18
50	西多摩	?	?
51	大島支庁	?	?
52	三宅支庁	?	?
53	八丈支庁	?	?
54	小笠原支庁	?	?

精神障害者保健福祉手帳

1級	順位	2級・3級	順位	2級・3級	順位	1~3級合計	順位	
1~4級 同一	15,500	1	1~54 同一	0	1	1~54 同一	15,500	1

03-0 ■ A4 - 人口【人口と世帯数の推移】 【年齢3区分別人口推移】

千代田区障害者福祉プランの 令和6年千代田区版を元に記載してます。

「08-0 ■ A4 - 統計_所得からの障害者負担割合」を作成するにあたり使用しました。

P15

P126

【人口と世帯数の推移】

年	男	女	合計
平成29年	29,801	29,987	59,788
平成30年	30,572	30,697	61,269
令和元年	31,700	31,935	63,635
令和2年	32,834	33,108	65,942
令和3年	33,518	33,698	67,216
令和4年	33,564	33,485	67,049
令和5年	33,902	34,009	67,911

P127

【年齢3区分別人口推移】

老人	生産年齢	年少	合計
10,786	41,452	7,550	59,788
10,900	42,405	7,964	61,269
10,987	44,251	8,397	63,635
11,113	45,947	8,882	65,942
11,222	46,738	9,256	67,216
11,269	46,573	9,207	67,049
11,344	47,380	9,187	67,911

高齢化率	生産人口率	年少率	割合
18.04%	69.33%	12.63%	100.00%
17.79%	69.21%	13.00%	100.00%
17.27%	69.54%	13.20%	100.00%
16.85%	69.68%	13.47%	100.00%
16.70%	69.53%	13.77%	100.00%
16.81%	69.46%	13.73%	100.00%
16.70%	69.77%	13.53%	100.00%

04-0 ■ A4 - 全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】

下記のを元に資料を作成しました。

- ・「04-1 ■ A4 - 身体【身体障害者手帳所持者 / 等級別】【18歳以上】【18歳未満】」
- ・「04-2 ■ A4 - 知的【愛の手帳所持者 / 程度別】【18歳以上】【18歳未満】」
- ・「04-3 ■ A4 - 精神【精神障害者保健福祉手帳所持者 / 等級別】【18歳以上】【18歳未満】」

p 9
p 10
p 11

横にPページが記載されているのは、障害福祉プランに記載されております。

P128

【障害者手帳所持者数の推移】									
年	身体	差異	合計	参照元	愛	参照元	精神	参照元	合計人数
平成29年	1,206	224	1,430	①-①	149	②-①	268	③-①	1,847
平成30年	1,197	233	1,430	①-②	148	②-②	294	③-②	1,872
令和元年	1,227	272	1,499	①-③	152	②-③	327	③-③	1,978
令和2年	1,247	268	1,515	①-④	182	②-④	382	③-④	2,079
令和3年	1,253	288	1,541	①-⑤	195	②-⑤	449	③-⑤	2,185
令和4年	1,265	278	1,543	①-⑥	211	②-⑥	487	③-⑥	2,241

令和4年度ベースで金額を集計してみました。補足事項：あくまで全数の重複を考慮しないで作成しました。

令和4年							
障害種別		月額-合計金額		年間-合計金額		割合	
			内訳		内訳		内訳
身体	全	13,658,500	①-⑭	163,902,000		79.66%	
	18歳以上	①-⑮	13,165,500	157,986,000		76.78%	
	18歳未満	①-⑯	493,000	5,916,000		2.88%	
知的	全	2,790,500	②-⑭	33,486,000		16.27%	
	18歳以上	②-⑭	1,772,000	21,264,000		10.33%	
	18歳未満	②-⑭	1,018,500	12,222,000		5.94%	
精神	全	697,500	③-⑭	8,370,000		4.07%	
	18歳以上		-	-		-	
	18歳未満		-	-		-	
		17,146,500		205,758,000		100.00%	100.00%

04-1 ■ A4-身体【身体障害者手帳所持者 / 等級別】【18歳以上】【18歳未満】

「04-0 ■ A4-全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】」に記載するための材料です。

横にPページが記載されているのは、障害福祉プランに記載されております。

P129

【身体障害者手帳所持者 / 等級別】							
福祉手当	①-⑦	①-⑧	①-⑨	①-⑩	①-⑪	①-⑫	
	15,500	15,500	10,500	0	0	0	
年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成29年	424	241	282	357	59	67	1,430
平成30年	422	235	278	368	62	65	1,430
令和元年	428	240	282	372	63	114	1,499
令和2年	444	258	283	391	57	82	1,515
令和3年	444	249	296	397	67	88	1,541
令和4年⑬	425	255	297	409	71	86	1,543
令和4年金額	6,587,500	3,952,500	3,118,500	0	0	0	13,658,500
	①-⑦*⑬	①-⑧*⑬	①-⑨*⑬	①-⑩*⑬	①-⑪*⑬	①-⑫*⑬	①-⑭

P130

【身体障害者手帳所持者 / 等級別 / 18歳以上】							
福祉手当	①-⑦	①-⑧	①-⑨	①-⑩	①-⑪	①-⑫	
	15,500	15,500	10,500	0	0	0	
年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成29年	412	234	271	354	55	64	1,390
平成30年	413	226	266	364	58	61	1,388
令和元年	417	230	263	370	58	108	1,446
令和2年	428	248	267	388	53	75	1,459
令和3年	428	242	279	391	64	81	1,485
令和4年⑰-⑳	409	248	284	402	69	80	1,492
令和4年金額	6,339,500	3,844,000	2,982,000	0	0	0	13,165,500
	①-⑦*㉑	①-⑧*㉑	①-⑨*㉒	①-⑩*㉓	①-⑪*㉔	①-⑫*㉕	①-⑮

P131

【身体障害者手帳所持者 / 等級別 / 18歳未満】							
福祉手当	①-⑦	①-⑧	①-⑨	①-⑩	①-⑪	①-⑫	
	15,500	15,500	10,500	0	0	0	
年	1度	2度	3度	4度	5度	6度	合計
平成29年	12	7	11	3	4	3	40
平成30年	9	9	12	4	4	4	42
令和元年	11	10	19	2	5	6	53
令和2年	16	10	16	3	4	7	56
令和3年	16	7	17	6	3	7	56
令和4年	16	7	13	7	2	6	51
令和4年金額	248,000	108,500	136,500	0	0	0	493,000
	①-⑦*㉖	①-⑧*㉖	①-⑨*㉗	①-⑩*㉘	①-⑪*㉙	①-⑫*㉚	①-⑯

身体	割合						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成29年	29.65%	16.85%	19.72%	24.97%	4.13%	4.69%	100.00%
平成30年	29.51%	16.43%	19.44%	25.73%	4.34%	4.55%	100.00%
令和元年	28.55%	16.01%	18.81%	24.82%	4.20%	7.61%	100.00%
令和2年	29.31%	17.03%	18.68%	25.81%	3.76%	5.41%	100.00%
令和3年	28.81%	16.16%	19.21%	25.76%	4.35%	5.71%	100.00%
令和4年	27.54%	16.53%	19.25%	26.51%	4.60%	5.57%	100.00%

04-2 ■ A4 - 知的【愛の手帳所持者 / 程度別】【18歳以上】【18歳未満】

「04-0 ■ A4 - 全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】」に記載するための材料です。

横にPページが記載されているのは、障害福祉プランに記載されております。

P135

【愛の手帳所持者 / 程度別】						
	②-⑦	②-⑧	②-⑨	②-⑩		
福祉手当	15,500	15,500	15,500	10,500		
年	1度	2度	3度	4度	合計	参照元
平成29年	5	39	43	62	149	②-①
平成30年	5	37	43	63	148	②-②
令和元年	4	35	41	72	152	②-③
令和2年	7	48	43	84	182	②-④
令和3年	7	51	48	89	195	②-⑤
令和4年②-⑬	8	53	54	96	211	②-⑥
令和4年金額	124,000 ②-⑦*⑬	821,500 ②-⑧*⑬	837,000 ②-⑨*⑬	1,008,000 ②-⑩*⑬	2,790,500 ②-⑭	

P135

【愛の手帳所持者 / 程度別 / 18歳以上】						
	②-⑦	②-⑧	②-⑨	②-⑩		
福祉手当	15,500	15,500	15,500	10,500		
年	1度	2度	3度	4度	合計	
平成29年	4	29	27	42	102	
平成30年	4	28	29	45	106	
令和元年	3	25	29	51	108	
令和2年	5	34	30	56	125	
令和3年	5	33	31	58	127	
令和4年②-⑬	7	33	33	61	134	
令和4年金額	108,500 ②-⑦*⑬	511,500 ②-⑧*⑬	511,500 ②-⑨*⑬	640,500 ②-⑩*⑬	1,772,000 ②-⑮	

P136

【愛の手帳所持者 / 程度別 / 18歳未満】						
	②-⑦	②-⑧	②-⑨	②-⑩		
福祉手当	15,500	15,500	15,500	10,500		
年	1度	2度	3度	4度	合計	
平成29年	1	10	16	20	47	
平成30年	1	9	14	18	42	
令和元年	1	10	12	21	44	
令和2年	2	14	13	28	57	
令和3年	2	18	17	31	68	
令和4年②-⑬	1	20	21	35	77	
令和4年金額	15,500 ②-⑦*⑬	310,000 ②-⑧*⑬	325,500 ②-⑨*⑬	367,500 ②-⑩*⑬	1,018,500 ②-⑯	

知的	割合				
年	1度	2度	3度	4度	合計
平成29年	3.36%	26.17%	28.86%	41.61%	100.00%
平成30年	3.38%	25.00%	29.05%	42.57%	100.00%
令和元年	2.63%	23.03%	26.97%	47.37%	100.00%
令和2年	3.85%	26.37%	23.63%	46.15%	100.00%
令和3年	3.59%	26.15%	24.62%	45.64%	100.00%
令和4年	3.79%	25.12%	25.59%	45.50%	100.00%

「04-0 ■ A4 - 全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】」に記載するための材料です。

横にPページが記載されているのは、障害福祉プランに記載されております。

P136

【精神障害者保健福祉手帳所持者 / 等級別】					
福祉手当	③-⑦	③-⑧	③-⑨		
		15,500	0	0	
年	1級	2級	3級	合計	参照元
平成29年	20	123	125	268	③-①
平成30年	27	142	125	294	③-②
令和元年	28	149	150	327	③-③
令和2年	36	170	176	382	③-④
令和3年	40	196	213	449	③-⑤
令和4年③-⑬	45	207	235	487	③-⑥
令和4年金額	697,500	0	0	697,500	
	③-⑦*⑬	③-⑧*⑬	③-⑨*⑬	③-⑭	

【精神障害者保健福祉手帳所持者 / 等級別 / 18歳以上】				
福祉手当	③-⑦	③-⑧	③-⑨	
		15,500	0	0
年	1級	2級	3級	合計
平成29年				
平成30年				
令和元年				
令和2年				
令和3年				
令和4年③-⑬				
令和4年金額	0	0	0	0
	③-⑦*⑬	③-⑧*⑬	③-⑨*⑬	③-⑭

【精神障害者保健福祉手帳所持者 / 等級別 / 18歳未満】				
福祉手当	③-⑦	③-⑧	③-⑨	
		15,500	0	0
年	1級	2級	3級	合計
平成29年				
平成30年				
令和元年				
令和2年				
令和3年				
令和4年③-⑬				
令和4年金額	0	0	0	0
	③-⑦*⑬	③-⑧*⑬	③-⑨*⑬	③-⑭

精神	割合			
年	1級	2級	3級	合計
平成29年	7.46%	45.90%	46.64%	100.00%
平成30年	9.18%	48.30%	42.52%	100.00%
令和元年	8.56%	45.57%	45.87%	100.00%
令和2年	9.42%	44.50%	46.07%	100.00%
令和3年	8.91%	43.65%	47.44%	100.00%
令和4年	9.24%	42.51%	48.25%	100.00%

05-0 ■ A4－視覚化 (04-0 ■ A4－全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】より)

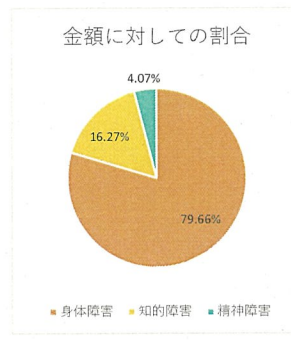
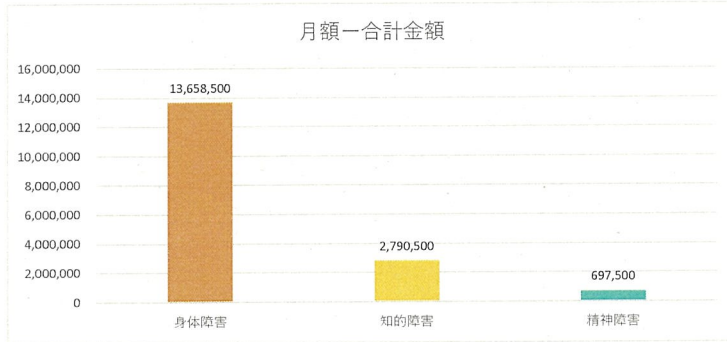
04-0 ■ A4－全障害者数【障害者手帳所持者数の推移】P8 の令和4年版の結果より視覚化しました。

No	障害種別	月額－合計金額	年間－合計金額	金額割合	合計人数
1	身体障害	13,658,500	163,902,000	79.66%	1,543
2	知的障害	2,790,500	33,486,000	16.27%	211
3	精神障害	697,500	8,370,000	4.07%	487
		17,146,500	205,758,000	100.00%	2,241

対象人数	対象比率
977	63.32%
211	100%
45	9.24%

身体障害と精神障害者の月額合計金額の比率
19.582079 **約19.58倍**

知的障害と精神障害者の月額合計金額の比率
4.0007168 **約4倍**



不公平
不公正

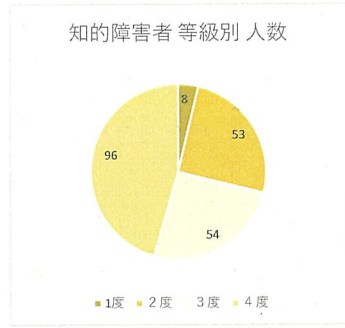
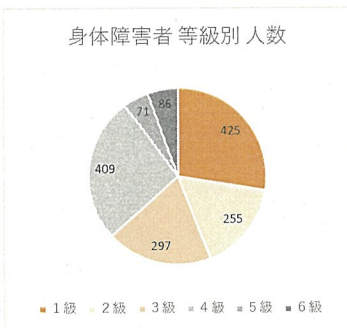
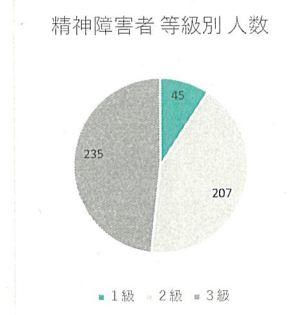
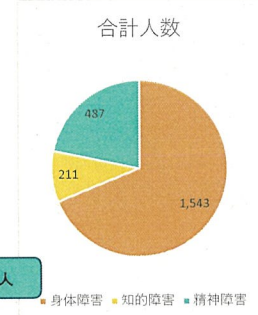
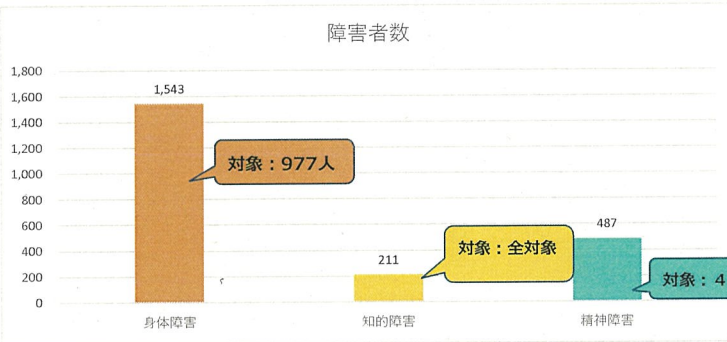
人口 67,049
障害者 2,241
約30人に一人障害者

03-0 ■ A4－人口【人口と世帯数の推移】より

令和4年	67,049
------	--------

障害者数	2,241
------	-------

29.919
人口にたいして、約30人に1人が障害者



陳情の本文に記載するために調査致しました。

参照先：https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82051000&dataType=0 障害者加算で検索

お住まいの地域の級地を確認 [PDF形式：202KB] [203KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/kyuchi.3010.pdf>

1級地-1 区の存する地域

2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

	等級地	(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,810	17,870
	2級地	24,940	16,620
	3級地	22,310	14,870
	入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者	22,310	14,870

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

- ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)
- イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

07-0 ■ A4 - 東京都 所得ランキング

東京の平均所得ランキング 東京の平均所得を市区町村別に比較しています。

「08-0 ■ A4 - 統計_所得からの障害者負担割合」 P15の資料作成のために使用しました。

No	都市名	所得
1	港区	1,163 万円
2	千代田区	1,006 万円
3	渋谷区	886 万円
4	中央区	684 万円
5	目黒区	636 万円
6	文京区	621 万円
7	世田谷区	565 万円
8	新宿区	556 万円
9	武蔵野市	540 万円
10	品川区	505 万円
11	杉並区	470 万円
12	豊島区	460 万円
13	国立市	453 万円
14	三鷹市	451 万円
15	江東区	448 万円
16	台東区	442 万円
17	国分寺市	441 万円
18	大田区	433 万円
19	小金井市	428 万円
20	中野区	422 万円
21	調布市	421 万円
22	練馬区	419 万円
23	稲城市	405 万円
24	小笠原村	404 万円
25	墨田区	394 万円
26	小平市	393 万円
27	狛江市	392 万円
28	町田市	389 万円
29	府中市	389 万円
30	西東京市	386 万円

No	都市名	所得
31	八丈町青ヶ島村	386 万円
32	荒川区	379 万円
33	北区	378 万円
34	立川市	378 万円
35	江戸川区	371 万円
36	多摩市	371 万円
37	日野市	371 万円
38	板橋区	369 万円
39	東久留米市	361 万円
40	八王子市	356 万円
41	葛飾区	353 万円
42	東村山市	350 万円
43	東大和市	350 万円
44	清瀬市	349 万円
45	足立区	347 万円
46	昭島市	339 万円
47	三宅村三宅村	337 万円
48	大島町利島村	335 万円
49	羽村市	334 万円
50	あきる野市	320 万円
51	青梅市	317 万円
52	武蔵村山市	316 万円
53	西多摩郡瑞穂町	313 万円
54	三宅村御蔵島村	311 万円
55	福生市	309 万円
56	大島町神津島村	308 万円
57	大島町大島町	303 万円
58	大島町新島村	300 万円
59	西多摩郡日の出町	293 万円
60	八丈町八丈町	292 万円
61	西多摩郡奥多摩町	284 万円
62	西多摩郡檜原村	264 万円

格差の状況確認：千代田区がいかに障害者にたいして、手当が少ないかのための資料

- ③ 人口からの障害者割合(人口を障害者で割った値)
- ④ 所得金額
- ⑤ (所得から地区の全障害者数を割った結果の割合)(区民一人あたりの負担割合)並び替えをした。

No.	23区・市・支庁等	人口	障者数
17	千代田区	916,204	1
20	札幌市	719,193	2
11	大田区	716,409	3
25	江戸川区	691,174	4
21	足立区	681,342	5
24	八王子市	582,019	6
19	板橋区	553,257	7
15	杉並区	549,998	8
8	江東区	525,952	9
22	練馬区	453,734	10
32	町田市	428,572	11
9	品川区	385,122	12
17	北区	345,209	13
4	新宿区	339,339	14
14	中野区	335,054	15
16	墨田区	280,639	16
10	目黒区	277,200	17
3	港区	258,783	18
7	田辺区	257,300	19
29	府中市	256,748	20
13	渋谷区	231,043	21
31	狛江市	229,886	22
18	荒川区	212,543	23
49	西東京市	199,790	24
34	小平市	189,885	25
27	三鷹市	187,159	26
6	台東区	186,300	27
35	日野市	183,400	28
23	立川市	180,521	29
2	中央区	162,876	30
36	東村山市	150,739	31
45	多摩市	148,293	32
28	青森市	136,750	33
37	国分寺市	127,272	34
33	小金井市	119,359	35
43	狭小田原市	116,867	36
5	文京区	115,197	37
30	昭島市	113,007	38
46	稲城市	93,007	39
41	東大和市	85,857	40
48	あきる野市	81,483	41
40	柏江市	80,807	42
38	国立市	75,452	43
26	武蔵野市	75,270	44
42	清瀬市	74,510	45
44	武蔵村山市	72,277	46
11	千代田区	67,049	47
39	福生市	57,701	48
47	羽村市	56,244	49
50	西多摩		
51	大島支庁		
52	三宅支庁		
53	八丈支庁		
54	小笠原支庁		

1千代田区	67,049	47
-------	--------	----

No.	23区・市・支庁等	障者数	障者数/人口からの障者割合
21	中央区	94911	1
20	札幌市	28890	2
19	板橋区	33433	3
12	世田谷区	30330	4
11	大田区	29363	5
23	江東区	29038	6
24	八王子市	23846	7
22	練馬区	23046	9
32	町田市	19742	10
15	杉並区	19191	11
17	北区	17140	12
4	新宿区	15432	13
9	品川区	13547	14
14	中野区	13282	15
6	台東区	11953	16
29	府中市	10959	17
7	田辺区	10868	18
18	荒川区	10398	19
49	西東京市	10093	20
16	墨田区	9364	21
3	港区	9407	22
10	目黒区	8614	23
28	青森市	8282	24
26	武蔵野市	8242	25
36	東村山市	7847	26
34	小平市	7792	27
13	渋谷区	7728	28
31	狛江市	7689	29
45	多摩市	7254	30
5	文京区	6882	31
27	三鷹市	6785	32
35	日野市	6727	33
37	国分寺市	6050	34
33	小金井市	5641	35
43	狭小田原市	5067	36
5	文京区	4535	37
2	中央区	4316	38
48	あきる野市	4151	39
41	東大和市	4052	40
33	小金井市	3928	41
38	国立市	3847	42
42	清瀬市	3638	43
40	柏江市	3636	44
26	武蔵野市	3590	45
39	福生市	2889	46
47	羽村市	2849	47
41	千代田区	2241	48
50	西多摩		
51	大島支庁		
52	三宅支庁		
53	八丈支庁		
54	小笠原支庁		

1千代田区	2,241	49
-------	-------	----

No.	23区・市・支庁等	障者数	障者数/人口からの障者割合
6	台東区	15586	1
44	武蔵村山市	15398	2
28	青森市	16512	3
5	文京区	16390	4
21	足立区	17262	5
19	板橋区	18176	6
30	昭島市	18707	7
24	八王子市	19210	8
38	国立市	19613	9
36	東村山市	19631	10
48	あきる野市	19688	11
49	西東京市	19795	12
39	福生市	19974	13
17	北区	20141	14
18	荒川区	20441	15
45	多摩市	20443	16
42	清瀬市	20481	17
37	国分寺市	21037	18
41	東大和市	21189	19
32	町田市	21709	20
8	江東区	21783	21
25	立川市	21903	22
4	新宿区	21989	23
40	柏江市	22274	24
43	狭小田原市	23064	25
20	練馬区	23280	26
29	府中市	23428	27
24	八王子市	23569	28
47	羽村市	23612	29
23	江東区	23802	30
11	大田区	24398	31
34	小平市	24369	32
11	大田区	24398	33
14	中野区	25726	34
46	稲城市	25907	35
26	武蔵野市	26420	36
44	武蔵村山市	27263	37
3	港区	27510	38
27	江東区	27590	39
16	墨田区	28165	40
38	国立市	28429	41
15	杉並区	28659	42
31	渋谷区	29897	43
40	柏江市	29898	44
11	千代田区	29919	45
12	世田谷区	30208	46
33	小金井市	30387	47
10	目黒区	32180	48
2	中央区	37738	49
50	西多摩		
51	大島支庁		
52	三宅支庁		
53	八丈支庁		
54	小笠原支庁		

1千代田区	29,919	45
-------	--------	----

No.	23区・市・支庁等	障者数	障者数/人口からの障者割合
2	中央区	1	1
10	目黒区	2	2
13	渋谷区	3	3
2	中央区	4	4
5	文京区	5	5
31	障害者	6	6
13	渋谷区	7	7
15	杉並区	8	8
9	品川区	9	9
16	墨田区	10	10
27	三鷹市	11	11
15	杉並区	12	12
3	港区	13	13
35	日野市	14	14
26	武蔵野市	13	13
46	稲城市	15	15
14	中野区	16	16
11	大田区	17	17
34	小平市	18	18
23	江東区	19	19
7	田辺区	20	20
47	羽村市	21	21
24	八王子市	22	22
29	府中市	23	23
20	練馬区	24	24
43	狭小田原市	25	25
40	柏江市	26	26
29	府中市	27	27
25	立川市	28	28
8	江東区	29	29
49	西東京市	30	30
18	荒川区	31	31
41	東大和市	32	32
17	北区	33	33
25	立川市	34	34
35	日野市	35	35
18	荒川区	36	36
43	狭小田原市	37	37
39	福生市	38	38
49	西東京市	39	39
48	あきる野市	40	40
9	品川区	41	41
36	東村山市	42	42
21	足立区	43	43
30	昭島市	44	44
21	足立区	45	45
5	文京区	46	46
28	青森市	47	47
44	武蔵村山市	48	48
39	福生市	49	49
50	西多摩		
51	大島支庁		
52	三宅支庁		
53	八丈支庁		
54	小笠原支庁		

1千代田区	5
-------	---

No.	23区・市・支庁等	所得	障者
3	港区	1163	1
31	千代田区	1,056	2
13	渋谷区	886	3
2	中央区	692	4
10	目黒区	636	5
31	障害者	621	6
12	世田谷区	565	7
15	杉並区	545	8
9	品川区	540	9
16	墨田区	505	10
15	杉並区	470	11
3	港区	460	12
35	日野市	453	13
26	武蔵野市	451	14
8	江東区	448	15
14	中野区	442	16
37	国分寺市	441	17
34	小平市	433	18
33	小金井市	428	19
7	田辺区	422	20
31	障害者	421	21
24	八王子市	419	22
46	稲城市	405	23
20	練馬区	394	24
43	狭小田原市	392	25
40	柏江市	392	26
29	府中市	389	27
32	町田市	389	28
49	西東京市	386	29
18	荒川区	379	30
41	東大和市	378	31
37	国分寺市	378	32
23	江東区	371	33
35	日野市	371	34
18	荒川区	369	35
17	北区	369	36
43	狭小田原市	361	37
39	福生市	31474	37
24	八王子市	356	38
22	練馬区	353	39
36	東村山市	350	40
38	国立市	350	40
42	清瀬市	349	42
30	昭島市	347	43
19	板橋区	339	44
21	足立区	334	45
5	文京区	320	46
28	青森市	317	47
44	武蔵村山市	316	48
39	福生市	309	49
50	西多摩		
51	大島支庁		
52	三宅支庁		
53	八丈支庁		
54	小笠原支庁		

1千代田区	1,006	2
-------	-------	---

No.	23区・市・支庁等	所得	障者
31	千代田区	2,228	1
26	武蔵野市	2,276	2
7	田辺区	6,442	3
47	羽村市	7,132	4
3	港区	8,089	5
38	国立市	8,492	6
13	渋谷区	8,722	7
46	稲城市	8,864	8
33	小金井市	9,178	9
40	柏江市	9,276	10
39	福生市	9,349	11
42	清瀬市	10,424	12
38	国立市	11,082	13
41	東大和市	11,577	14
48	あきる野市	12,971	15
10	目黒区	13,544	16
37	国分寺市	13,719	17
43	狭小田原市	14,026	18
44	武蔵村山市	14,351	19
27	三鷹市	15,444	20
30	昭島市	17,820	21
35	日野市	18,132	22
31	障害者	18,264	23
45	多摩市	19,553	24
34	小平市	19,827	25
16	墨田区	21,661	26
25	立川市	21,804	27
28	青森市	22,420	28
49	西東京市	26,126	29
49	西東京市	26,149	30
6	台東区	26,826	31
6	台東区	27,043	32
18	荒川区	27,435	33
7	田辺区	27,584	34
29	府中市	28,172	35
4	新宿区	28,578	36
14	中野区	31,474	37
15	杉並区	40,832	38
22	練馬区	45,344	39
32	町田市	50,751	40
12	世田谷区	53,681	41
8	江東区	53,895	42
22	練馬区	65,286	43
24	八王子市	66,983	44
11	大田区	67,813	45
20	練馬区	73,723	46
23	江		

09-0 A4 - 手当の給付 福祉手当一覧リスト

補足資料：前回の文教福祉委員会で、受けられるサービスと言うのを手当に関してなら、記載しましたので、ご参照ください。

※ 区役所のホームページに記載がないです。

事務事業概要 頁	手当名	月額	対象
P271	(1) 障害者福祉手当 (区の制度)	月額15,500円	次のいずれかに該当する人 1 身体障害者手帳1・2級の人 2 愛の手帳1～3度の人 3 精神障害者保健福祉手帳1級の人 4 指定の難病にかかり医療券等（注釈）をお持ちの人 （東京都が発行する特定医療費（指定難病）受給者証または都の医療券をお持ちの人） 5 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人 6 戦傷病者（特別項症から第3項症まで）
		月額10,500円	7 身体障害者手帳3級の人 8 愛の手帳4度の人
※	特別児童扶養手当 (国の制度)	1級 55,350円 2級 36,860円 (令和6年4月より適用)	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、 養育している父母等に支給されます。 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/iidou/huyou.html
273	(2) 特別障害者手当 (国の制度)	月額28,840	精神または身体に著しく重度の障害があるため、 日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人
274	イ 障害児福祉手当 (国の制度)	月額15,690円 (令和6年4月改定)	精神または身体に重度の障害があるため、 日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人
276	10 重度心身障害者手当 (都の制度)	月額60,000円	1 重度の知的障害で、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の 著しい精神症状のある人 2 重度の知的障害と重度の身体障害が重複している人 3 重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、 座っていることが困難な程度以上の身体障害のある人
※	ウ? 経過的福祉手当 (国の制度)	月額15,690円 (令和6年4月より適用)	昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、 現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、 かつ障害基礎年金も支給されない方を対象としております。 【現在は、新規認定を行っておりません。】
	心身障害者福祉手当 (都の制度)	月額15,500円	20歳以上で、おおむね以下の障害のある方。 1 身体障害者手帳1・2級 2 愛の手帳1から3度 3 脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ※65歳以上で新規申請の方、施設に入所している方、 本人の所得が制限基準額を超える方には支給されません。
	児童育成手当 (都の制度)	子供1人につき 13,500円	都内に住所があり、次のいずれかに該当する子供（20歳未満）を扶養している方 1 愛の手帳1度から3度程度の知的障害 2 身体障害者手帳1・2級程度の身体障害 3 脳性まひ、進行性筋萎縮症 保護者の前年の所得が限度額以上の場合は支給されません。 また、子供が児童福祉施設等に入所しているときも支給されません。
	特別障害給付金 日本年金機構		なお、障害基礎年金や障害厚生年金、 障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。 また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

10-0 A4-電車調査 各私鉄状況

電車の話が文教福祉委員会で出ていた。
2024年現在、首都圏 私鉄の精神障害者割引状況を記載しておきます。

千葉	◎ 京成電鉄	https://www.keisei.co.jp/cms/files/keisei/MASTER/0110/6gwHPqHv.pdf	5割引	2024年6月1日(土)～	普通乗車券(きっぷ)	
	◎ 新京成電鉄	https://www.shinkeisei.co.jp/topics/2024/33524/	5割引	2024年6月1日(土)～	普通乗車券(きっぷ)	
	◎ 北総鉄道	https://www.hokuso-railway.co.jp/topics/detail/36284	5割引	2024年6月1日(土)～	普通乗車券(きっぷ)	
	◎ 千葉都市モノレール (モノレール)	https://chiba-monorail.co.jp/index.php/ticket/waribiki/ https://chiba-monorail.co.jp/index.php/ticket/waribiki/seishinshougai-waribiki/	5割引	2010年4月1日(木)から	普通乗車券(きっぷ・IC)	
東京	◎ 舞浜リゾートライン (モノレール)	https://www.tokyodisneyresort.jp/tdr/resortline/fare_discount.html				
	◎ 東京モノレール (モノレール)	https://www.tokyo-monorail.co.jp/news/pdf/press_20240411.pdf	5割引	2025年4月1日(火)より	普通乗車券	
	◎ 東京都交通局 (都営地下鉄)	https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/jousyasyo.html	無料		精神障害者都営交通乗車証 都営交通無料乗車券	精神 身体一知的
	◎ 高尾登山電鉄 (ケーブルカー)	https://www.takaotozan.co.jp/sp/cable/	5割引+10円			
	◎ 京王御岳登山鉄道 (ケーブルカー)	https://www.mitaketozan.co.jp/timetable.html	5割引	令和6年8月1日(木曜日)より		
埼玉	◎ 秩父鉄道	https://www.chichibu-railway.co.jp/information/waribiki.html	5割引			
	◎ 横浜市営地下鉄(全線) 金沢シーサイドライン	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/fukushi/teido/seishin/seisin-2.html			市営地下鉄(全線)及び金沢シーサイドライン(全線)を利用する場合、無料になります。 交付をうけるためには、年額1,200円(20歳未満は年額600円)の利用者負担が必要です。 2024/04/26 5割引	
茨城・栃木・群馬省略 ...						

11-0 ■ A4 – 全障害者の説明

これから、身体障害者、知的障害者、精神障害者の判断基準を、提示します

11-1 ■ A4 – 身体障害の等級表	P1～3	19 / 25
		20
		21
		22
11-2 ■ A4 – 知的障害の障害認定基準		23 / 25
11-3 ■ A4 – 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準		24 / 25

身体障害者手帳の概要 > 等級表

<https://www.mhlw.go.jp/content/0000172197.pdf>

P1～P3

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/2視標による。以下同じ。)が26度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が66度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
4級	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)</p> <p>2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの</p> <p>3 両眼開放視認点数が70点以下のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの)</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
5級	<p>1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p> <p>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの</p> <p>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p>	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由						心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
								上肢機能	移動機能								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																

参照先： ■対象者（愛の手帳Q&A） - 東京都福祉局 東京都心身障害者福祉センター

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/faq/techo_qa/taishou.html

愛の手帳の交付対象となる方はどのような人ですか

東京都では、発達期（18歳未満）までにアンカー何らかの原因により知的機能の障害がおり、
そのために日常生活に相当な不自由を生じ、福祉的配慮を必要としている方に愛の手帳を交付しています。

※自閉症スペクトラム障害などで、知的障害を伴うと判定された場合には、愛の手帳が交付されます。
(知的障害を伴わない場合は、愛の手帳の交付対象とはなりません。)

愛の手帳の障害の程度はどのように決めるのですか

「愛の手帳」の判定基準に基づいて、知能検査による知能指数（IQ）と日常生活の様子から、知的な障害の程度を総合的に判断して程度を決定しています。

等級判定のガイドライン等について 専門家検討会（第5回）

○知能指数を考慮する。ただし、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を考慮する。

知的障害の障害認定基準

等級	どのような状態ですか
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	<p>1度</p> <p>以下の説明は18歳以上の場合です。児童については年齢に応じて異なった基準で度数を決定しますので、同じ度数でも年齢により異なった状態になります。 最重度とは、知能指数（IQ）がおおむね19以下で、生活全般にわたり常時個別的な援助が必要となります。 例えば、言葉でのやり取りやごく身近なことについての理解も難しく、意思表示はごく簡単なものに限られます。 上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。</p> <p>日常的な身のまわりの多くのことにおいて他者の支援を必要とし、場合によっては常時の付き添いが必要になることもあります。 会話や身振りを使った非常に限られたコミュニケーションや単純な指示を理解できる場合があります。 ほかの疾患や身体障害の併存が多くみられますが、重度の身体障害の併存がない場合は、日常動作の一部を手伝うことができる場合もあります。</p>
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	<p>2度</p> <p>以下の説明は18歳以上の場合です。児童については年齢に応じて異なった基準で度数を決定しますので、同じ度数でも年齢により異なった状態になります。 重度とは、知能指数（IQ）がおおむね20から34で、社会生活をするには、個別的な援助が必要となります。 例えば、読み書きや計算は不得手ですが、単純な会話はできます。 生活習慣になっていることであれば、言葉での指示を理解し、ごく身近なことについては、身振りや2語文程度の短い言葉で自ら表現することができます。 日常生活では、個別的援助を必要とすることが多くなります。 上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。</p> <p>言語や数、時間や金銭などの概念をほぼ理解できず、食事や身じたく、排泄などの日常生活の多くの行動にも援助が必要です。 語彙や文法が限られた単純な会話や、身振りによるコミュニケーションを理解できる場合もあります。 ほかの疾患や身体障害が併存していることも多く、疾患によっては医療的な支援が必要となります。</p>
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	<p>3度</p> <p>以下の説明は18歳以上の場合です。児童については年齢に応じて異なった基準で度数を決定しますので、同じ度数でも年齢により異なった状態になります。 中度とは、知能指数（IQ）がおおむね35から49で、何らかの援助のもとに社会生活が可能で。 例えば、ごく簡単な読み書き計算ができますが、それを生活場面で実際に使うのは困難です。 具体的な事柄についての理解や簡単な日常会話はできますが、日常生活では声かけなどの配慮が必要です。 上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。</p> <p>知的障害により労働が制限を受ける状態 記憶や言語、読み書きや数学的思考、時間や金銭の理解や実用的知識の習得、 コミュニケーションなどにおいて、同年代の子ども達に比べて明らかな遅れがみられます。</p>
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	<p>4度</p> <p>以下の説明は18歳以上の場合です。児童については年齢に応じて異なった基準で度数を決定しますので、同じ度数でも年齢により異なった状態になります。 軽度とは、知能指数（IQ）がおおむね50から75で、簡単な社会生活の決まりに従って行動することが可能です。 例えば、日常生活に差し支えない程度に身の事柄を理解できますが、新しい事態や時や場所に応じた対応は不十分です。 また、日常会話はできますが、抽象的な思考が不得手で、こみいった話は難しいです。 上は判定基準の一部分について例示したものであり、最終的には総合判定により障害の程度が決められます。 言語やコミュニケーションなどが、年齢相応に期待されるよりも未熟であったり、 日常生活でも複雑な課題については支援が必要な場合があります。</p>

障害等級の基本的なとらえ方

No	等級	内容
(1)	1級	<p>精神障害が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。 この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。</p> <p>例えば、入院患者においては、院内での生活に常時援助を必要とする。 在宅患者においては、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。 家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付け等の家事や身の清潔保持も自発的には行えず、常時援助を必要とする。</p> <p>親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである。自発性が著しく乏しい。 自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。 日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。 些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。 金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである。</p>
(2)	2級	<p>精神障害の状態が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものである。 この日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な程度のものである。 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。 医療機関等に行く等の習慣化された外出はできる。</p> <p>また、デイケア、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用することができる。</p> <p>食事をバランス良く用意する等の家事をこなすために、助言や援助を必要とする。 清潔保持が自発的かつ適切にはできない。 金銭管理ができない場合がある。 社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。 自発的な行動に困難がある。 日常生活の中で発言が適切にできないことがある。 行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと病状の再燃や悪化を来しやすい。 社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある。</p>
(3)	3級	<p>精神障害の状態が、日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものである。 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 デイケア、障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用する者、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じてくることもある。 清潔保持は困難が少ない。 対人交流は乏しくない。 引きこもりがちではない。 自主的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある。 行動のテンポはほぼ他の人に合わせることができる。 普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。 金銭管理はおおむねできる。 社会生活の中で不適当な行動をとってしまうことは少ない</p>

日常生活能力の判定

ア	適切な食事摂取
イ	身の清潔保持及び規則正しい生活
ウ	金銭管理及び買物
エ	通院及び服薬（要・不要）
オ	他人との意思伝達及び対人関係
カ	身の安全保持及び危機対応
キ	社会的手続及び公共施設の利用
ク	趣味・娯楽への関心及び文化的社会的活動への参加

12-0 A4 - 事務事業概要の障害者福祉手当について

この資料は、事務事業概要と障害福祉プランの差異を表示しております。

事務事業概要 保健福祉部1 令和4年千代田区

p272 事業実績 (令和4年3月末時点)

区分	令和3年度	令和2年度	令和元年度
身体障害者手帳1・2級	延支給者数 3,328	3,250	3,301
	支給額 51,584,000	50,375,000	51,172,000
愛の手帳1・2・3度	対象者数 286	273	273
身体障害者手帳3級	延支給者数 1,337	1,270	1,193
	支給額 14,038,500	13,335,000	12,526,500
愛の手帳4度	対象者数 116	109	104
精神障害者保健福祉手帳1級	延支給者数 144	136	96
	支給額 2,232,000	2,108,000	1,488,000
	対象者数 14	11	11
障害医療費助成	延支給者数 2,365	2,403	2,468
	支給額 36,673,000	37,246,500	38,254,000
	対象者数 191	200	197

3,301
51,165,500
6,500 差異
3301*15500

障害者福祉プラン 令和6年3月 千代田区

P128 障害者手帳所持者数の推移 1,897人 令和3年度

頁	区分	等級	小計	合計人数	障害者福祉手当	金額(月)	金額(年)
P129	身体	1級	2級	799	15,500	12,384,500	148,614,000
		444	249	693			
P135	愛	1度	2度	3度	106		
		7	51	48			
P129	身体	3級	385	10,500	4,042,500	48,510,000	
		296	296				
P135	愛	4度	89	89			
		89	89				
P136	精神	1級	40	15,500	620,000	7,440,000	
		40	40				
P138	雑病	疾病等	693	693	15,500	10,741,500	128,898,000
		693	693				

一致している

事務事業概要 保健福祉部1 令和4年千代田区

区分	等級	小計
P214	身体	799
	1級	444
	2級	249
P216	愛	106
	1度	7
	2度	51
	3度	48
P214	身体	385
	3級	296
	296	296
P216	愛	89
	4度	89
P217	精神	40
	1級	40
	40	40

- ① 令和元年の支給額が「51,172,000」になっておりますが、 $3301 \times 15,500 = 「51,165,500」$ になります。差異「¥6,500-」は、どこからうまれたのでしょうか？説明を求めます。
- ② 「障害者福祉プラン」のP128で障害者の全人数が1897人である。
- ③ 雑病者は、693人である。
- ④ 全手帳持ち+雑病を加えても、2590人である。
- ⑤ 以上のことから、3000人を超えているのは、全くもって意味不明です。
- ⑥ 次に3000人を超えているのなら、当然支給額にも影響があるはずである。
- ⑦ 会計や経理、監査もきずくと思うのですが、...
- ⑧ 「事務事業概要」p271の予算額とかが、例年と同程度であるなら、歴代申し送り事項でなっている可能性がある。
- ⑨ 公益通報の方を相談したら、議会に質問したらの扱いでしたので、公益通報が機能しておりません。
- ⑩ また、通報を嫌がる人や、公益通報制度を知らない人がまだまだ、多いです。
- ⑪ 公益通報が市民が介入できるように改正を希望します。
- ⑫ 以上のことから、調査権の発動を望みます。
- ⑬ 予算額だけで、後の中身は後々更新していると思われるので、執行額が変わっている。
- ⑭ 事務事業概要P214、216、217は障害者福祉プランと障害者数が一致している。
- ⑮ 特に、延支給者数と、対象者数の意味不明です。
- ⑯ 以上の事について、説明を求めます。

- 厚生労働省HP
 - 身体障害者手帳の概要 > 等級表
<https://www.mhlw.go.jp/content/0000172197.pdf>
 - 特別児童扶養手当
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jidou/huyou.html>
 - お住まいの地域の級地を確認 [PDF形式：202KB] [203KB]
<https://www.mhlw.go.jp/content/kyuchi.3010.pdf>
 - 障害者加算で検索
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82051000&dataType=0
 - 障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12512000-Nenkinkyoku-Jigyokanrika/0000130048.pdf>
 - 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4615&dataType=1&pageNo=1
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000610453.pdf>

- 東京都福祉局 東京都心身障害者福祉センター
 - 対象者（愛の手帳Q&A） - 東京都福祉局 東京都心身障害者福祉センター
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/faq/techo_qa/taishou.html

- 千代田区

<ul style="list-style-type: none"> ■ 千代田区障害福祉プラン 令和6年3月 千代田区 	p126 ~ p136
人口と世帯数の推移	p126
障害者手帳所持者数の推移	p128
身体障害者手帳所持者／等級別	p129 ~ P131
愛の手帳所持者／程度別	p135 ~ P136
精神障害者保健福祉手帳所持者／等級別	P136

■ 事務事業概要	障害者福祉手当	p271
保険福祉部！	事業実績	p272
令和4年版	その他	p273~p278
千代田区	身体・知的・精神人数	p 214, 216, 217

 - 令和6年7月8日 文教福祉委員会（未定稿）
<https://gikai-chiyoda-tokyo.jp/about/mittei/2024/files/20240708bunkyoukiroku.pdf>
 - 障害者福祉手当（18歳未満の方も対象）
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shogaisha/techo/child-service/index.html>
 - 特別障害者手当（国の制度） 28840
<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shogaisha/techo/teate/tokubetsu.html>

- 各区・市役所等HP

- 各電車事業所HP

- その他
 - 精神2級で支給されている他区の例：
 - 心身障害者福祉手当 2級 さいたま市
https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/001/p005696_d/fil/10_7syoun-teaten-ennkin.pdf
 - 藤沢市障がい者福祉手当 精神障がい者保健福祉手帳1、2級 月額4,000円
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shogaifu/kenko/fukushi/shogai/teate/teate.html>
 - 特別児童扶養手当 2級 神戸 36,860
障害者特別給付金 2級 1956年（昭和31年）4月1日以前生まれの者 67,808円
障害者特別給付金 2級 1956年（昭和31年）4月2日以降生まれの者 68,000円
<https://www.city.kobe.lg.jp/a40792/kenko/handicap/seikatsujiritsu/keizaishien/s063.html>